

一般社団法人 神奈川県管工事協会退職金共済規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、一般社団法人神奈川県管工事協会（以下「協会」という）の定款第5条第6号の規定に基づき神奈川県内に事業所を有する指定給水装置工事事業者の従業員、並びに関連団体の職員について実施する退職金共済事業の内容及びその方法について定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規約で「退職」とは、従業員について事業者との雇用関係が終了することをいう。

2 この規約で退職金共済契約（以下「共済契約」という）とは事業者が協会に掛金を納付することを約し、協会が事業者の登録する従業員の退職についてこの規約の定めるところにより退職金を支給することを約する契約をいう。

3 この規約で共済契約者とは共済契約加入事業者をいう。

4 この規約で被共済者とは共済契約によりその者の退職により当該給付の対象となる者をいう。

(資 格)

第3条 共済契約者は神奈川県内に事業所を有する指定給水装置工事事業者とする。

第2章 掛金と契約の成立

(申 込)

第4条 共済契約の申込みは、共済契約者が被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金と1名につき500円の加入金を添えて行なわなければならない。

(契約の成立)

第5条 共済契約は、協会がその申込みを承諾したときは、その申込みの翌月1日において成立したものとみなし、かつその日から効力を生ずるものとする。

(掛 金)

第6条 共済契約者は退職金の支給に要する資金に充てるため、掛金を納入しなければならない。

2 掛金は、共済契約者が全額負担しなければならない。

3 掛金月額は従業員1名につき1,000円を1口とし、20口(20,000円)を限度とする。

(掛金月額の変更)

第7条 協会は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあったときは、これを承諾する。

2 共済契約者からの掛金月額の減額または中断の申込みについてはこれを承諾しない。

第3章 掛金の納入と退職金の支給

(掛金の納入)

第8条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日、又は、

共済契約が解除された日の属する月までの各月につき毎月分の掛金を同月 20 日までに必ず納入しなければならない。

2 毎月分の掛金は分割で納入することができない。

(割増金)

第 9 条 協会は納付期限後に納付する共済契約者に対しては、割増金を納付させることができる。

(契約の解除)

第 10 条 協会又は共済契約者は、次に掲げる第 2 項又は第 3 項に規定する場合を除いては共済契約を解除することができない。

2 協会は次の各号に掲げる場合には共済契約を解除するものとする。

(1) 共済契約者が掛金の納入を怠ったとき（但し、協会が認める正当な理由がある場合を除く）

3 共済契約者は次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとすることができる。

(1) 被共済者の同意を得たとき。

(2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であると協会が認めたとき。

(契約解除の手續)

第 11 条 協会が共済契約を解除するときは、解除の理由を付して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

2 共済契約者は前条第 3 項第 1 号の規定により共済契約を解除するときは、被共済者の同意のあったことを証する書類を添え、その旨を協会に通知しなければならない。

3 共済契約者は、前条第 3 項第 2 号の規定により契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添えその旨を協会に申し出をしなければならない。

4 協会は前項の申し出がなされたときは、その審査の結果を遅滞なく共済契約者に通知するものとする。

(解約手当金)

第 12 条 共済契約が解除されたときは、協会は被共済者に解約手当金を支給する。

2 解約手当金は第 14 条第 1 項に規定する退職金と同額とする。

(退職金の支給手續)

第 13 条 共済契約者は被共済者が退職及び死亡したときは遅滞なく協会に申し出なければならない。

2 退職金を請求しようとする者は、共済契約者が給付申請書を協会に提出しなければならない。

(退職金の支給)

第 14 条 退職金は掛金月額と掛金納付済期間に応じ支給する。

2 請求を受けた者の退職金は、共済契約者を經由し、支払うものとする。

(支給の期日)

第 15 条 退職金の支給は、理事会の承認を得て、共済契約者の指定した送金方法に従い毎月末に支払うものとする。

第4章 管 理

(退職金共済の事務)

第16条 退職金に関する事務は協会事務局において取扱う。

2 協会の事務の一部を他に委託することができる。

(会計処理)

第17条 協会の退職金共済処理に関する経理は、特別会計として区分処理するものとする。

(資産管理及び運用)

第18条 協会は掛金として払い込まれた金額(運用による利益も含む)から退職金共済事業を行う事務に要する経費として支出する直接必要な最小限の金額を控除した残額は、長期の預金、貸付信託、公社債等により安全かつ有利な運用をしなければならない。

(予算・決算の議決)

第19条 退職金共済事業に関する事業計画、収支予算、収支決算、貸借対照表、財産目録、事業報告書は通常総会の議を経るものとする。

第5章 雑 則

(報 告)

第20条 協会はこの規約による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者はその氏名、名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があったときはその旨を遅延なく協会に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第21条 退職金又は解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(規約の変更及び廃止)

第22条 この規約の変更及び廃止については、総会の議決を経なければならない。

2 現在の金利水準が将来に大幅な変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、総会の議を経て改正するものとする。

3 前項の場合において、変更した結果は、神奈川県知事に報告するものとする。

附 則

1 この規約は協会の設立許可のあった日から施行する。

2 昭和60年5月17日一部改正(第6条関係)

3 昭和62年5月29日一部改正(第6条関係)

4 平成元年5月25日一部改正(第14条関係)

5 平成12年5月23日一部改正(表題、第1条、第3条)